

中国における農地流動化の現状

主任研究員 若林剛志

1 農業経営の大規模化

中国は2012年の共産党第18回全国代表大会で、日本における大規模家族経営体に相当する家庭農場等の多様な新型農業経営体を育成し、それにより農業経営規模の適正化を図るとともに、集約化、専業化、組織化等を目指し、現代農業経営体系を構築することを打ち出した。19年の「中国農村政策と改革統計年報」(中国农村政策与改革统计年报、以下「統計」)によれば、1戸当たりの家庭に付与されている耕地請負経営権(以下「農地請負経営権」)の面積は7ムー(約47a)と小さく、農業経営の大規模化は、主として耕地(以下「農地」)を流動化することで促進されようとしている。

2 中国における農地の流動化

農地の流動化により農業経営規模を拡大する動きは、日本と似通っているが、両国事情は相當に異なる。まずは農地制度や流動化の仕組みの相違点を確認しておこう。

中国の農地は、集団が所有(典型例は村民が集団で所有)しており、それを各家庭が請負って耕作している。そして、農地を請負って耕作する権利は、農地を請負う権利(請負権)と農地を耕作する権利(經營権)に分けられている。

中国における農地の流動化は、主として農地請負経営権のうち經營権が別の主体に移動することを言う。後述のように権利移動のない作業委託等も含まれているようである。そして流動化された面積の割合である流動化率を算出する場合は、これを分子とし、農地請負経営権の面積を分母としている。

一方、日本における農地の集積は、認定農

業者を中心とした扱い手が所有権、利用権および作業受託により農地を経営することである。したがって、集積率はこの面積がその時々の農地面積に占める割合である。

流動化率および集積率の算出における分母は、中国では農地請負経営権という権利であるのに対し、日本では田畠となっている農地という違いがある。

一方の分子にも差異がある。最も大きな差異は、日本の集積は扱い手への集積を対象としているが、中国の流動化は主に經營権の移動全体を対象としている点である。確かに中国では新型農業経営体を育成し、それへの集積を推進している。家庭農場のように政府が認定している新型農業経営体もある。しかし、流動化の対象は特定経営体の經營農地ではなく、流通している権利の総量となっている。

また、作業受託にも差異があるかもしれない。日本の「作業受託により経営する農地面積」には基幹3作業の受託が含まれている。一方の中国においても、農地流通形態の「その他」に作業受託面積が含まれているようである。統計によれば、19年の「その他」の数値は3,104万ムー(約207万ha)となっている。中国では、収穫機等の農業機械を持つ企業や合作社が、作業を受託して一斉に刈取り作業等を行う例がある。例えば、播種時期や光周期の違いを利用して、受託組織が長い距離を移動しながら、トウモロコシ、小麦および大豆等の作物を刈り取る例がみられる。作業受託が指す内容は明らかでないので、統計にこのような実態がどのように反映されているのかは不明である。中国の流動化率と日

第1表 農地流動化関連数値(2019年)

(単位 百万ムー、%)

	全国	うち直轄市
	うち直轄市	
家庭請負經營権の農地面積(a)	1,546	45
家庭請負農地流通面積(b)	555	22
うち対農家(c)	312	8
流動化率(b)/(a)	35.9	48.7
うち対農家流通割合(c)/(b)	56.2	39.1
流動化率(2017年)	37.0	46.8

資料 農業農村部「中国農村政策と改革統計年報」「中国農村經營管理統計年報」を基に筆者作成

本の集積率との間には、こうした単純に比較できないいくつかの違いがある。

3 農地流動化の現状と特徴

19年末の農地流動化率は35.9%であった(第1表)。この数値は、日本の担い手への集積率(19年度末で57.1%)と比べれば低い。ただし、中国は広いので流動化面積の実数は5.5億ムー(約3,700万ha)にも及び、その面積は日本の国土面積に比肩する。

統計から確認される特徴を2つ挙げておく。第1は、面積の56.2%が農家に対する権利移動であるということである。日本では経営体種類別の集積面積は公表されていないが、20年農林業センサスによれば、農業経営体が借り入れている農地面積の58.9%が個人経営体である。個人経営体の中心は農家と考えられるから、この点は日中間でそれほど変わらないのかもしれない。

第2に、都市部で数値が高いことである。例えば直轄市(北京、天津、上海、重慶)の流動化率は48.7%となっている。この傾向は日本とは異なり、例えば東京は24.3%、大阪は11.4%、愛知は37.6%となっている(数値は19年度末)。

4 2017年からの変化とその要因

第1表と同じ項目が掲載されている17年の「中国農村經營管理統計年報」(中国农村经营管
理统计年报)と19年の統計とを比べると、農地

請負經營権の面積と流動化面積の伸びは、それぞれ11.6%、8.4%となっている。これにより、流動化率が37.0%から35.9%へ1.1ポイント低下していることに気づく。実際、農地請負經營権の面積は13.9億ムー(約0.9億ha)から15.5億ムー(約1億ha)に増加した。農地面積が年々減少している日本とは対照的なこの増加の要因は何であろうか。

面積増加の最大の要因は、農地請負經營権の確定作業が進み、正確な面積の把握が進んだことである。中国ではこの作業が推し進められ、18年末にほぼこれを終えている。この過程で正確な面積が統計に反映されることになったと考えられる。しかしながら、その数値は減少ではなく増加している。この背景にはかつての農業税の影響があると推察される。中国では05年まで農業税が課されていた。これは、品目にもよるが、基本的には農地面積と生産量に応じて課税されていた。農家には、その課税額を抑制しようと課税対象の農地面積を過少申告する誘因が働いていた可能性がある。

もちろん、そのほかにも考えられる要因はいくつかある。例えば、これまで遊休地となっており、農地として把握されていなかった農地が新規に計上されるようになった可能性である。

5 中国の動向確認の必要性

日中の地理風土には一定の差異があるが、農業政策の大きな動きには農業經營規模の拡大にみられるように共通点がある。中国の農地流動化は確実に進んでおり、今後も經營規模の適正化を図るなかでそれが一層進む可能性がある。中国の動きは日本が考える以上に速いことがある。今後の日本における農地集積を考えるうえで、隣国中国の動向も確認しておいたほうがよいかもしれない。

(わかばやし たかし)